

各 位

## 最低制限価格等の改正について

工事の最低制限価格等については、緊急経済対策として平成20年11月と22年2月に引き上げましたが、依然として厳しい状況であることから、更に引き上げます。

### ◎ 改正時期

平成23年1月1日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

ただし、緊急的な引き上げによる、入札参加者への混乱を避けるため次の取扱いとします。

#### 1 最低制限価格について

##### ① 平成23年1月1日から4月末日までの入札公告及び指名通知分

- ・ 現行の設定に一律2%を加算します。(緊急避難的措置)

※設定単位の端数処理により2%に満たない場合もあります。

##### ② 平成23年5月1日以降の入札公告及び指名通知分

- ・ 設定方法を見直し平均2%程度を引き上げます(案件毎に引き上げ率が異なります。)

##### ③ 最低制限価格の設定単位は、現行どおりです。

##### ④ 対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

#### 2 総合評価方式の配点基準について

総合評価方式の価格評価の配点基準(最低制限価格に準じた額)も同様に引き上げます。